

相模原市監査委員公表第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 6 年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 26 日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年11月17日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【要修繕箇所への対応について(北清掃工場)】 北清掃工場とこれに併設する粗大ごみ処理施設の施設維持管理にかかる委託契約の一部について、委託事業者が提出した完了報告書等を閲覧し、異常な報告等がないかを検討した。 電気設備保守点検業務委託では令和5年度に非常用自家発電設備の冷却配水管が著しく腐食しているため、配管の破孔による水漏れの発生が懸念される状態のため早急に部品交換を実施するよう指摘がなされているが、令和6年度においても未対応となっている。修繕又は更新する場合には配管そのものの交換を要するため、小規模な工事だけでは対応できず、加えて、一部供給が終了している部品も関係していることから修繕に準備を要するためである。 しかし、本指摘は非常用自家発電設備に関するものであるため、これが非常時に機能しない事態は避けなければ	【要修繕箇所への対応について(北清掃工場)】 令和5年度の点検結果を受け、保守点検業者と検討した結果、令和6年度に配管の代替品設計等の製作準備作業を行った。令和7年度に部品調達を行い、配管交換には焼却設備を停止させる必要があることから、全休炉時(令和7年5月22日)に電気設備保守点検業務委託において当該配管の交換を実施した。また、当該配管は腐食の進行が早いため、北清掃工場施設保全計画において時間基準保全(2年)で交換することとした。 今後は、非常用発電機のような重要な機器で、整備時期が限定されるものについては、過去の整備履歴から交換頻度の高い部品をリストアップし、時間基準保全で交換するなど予防保全を行うこととする。また、部品供給期限が迫っているものについては、予備品として在庫を持つことも検討する。 なお、毎月2回非常用自家発電設備

ならない。修繕又は更新も大がかりな工事となる可能性があるが、早急に対応することを検討されたい。 (報告書 189～190頁)	の試運転を実施し、水漏れしていないことを確認しており、引き続き行う。
--	---